

きくぞのケアパーク居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 阿部 進が設置するきくぞのケアパーク居宅介護支援事業（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（平成9年厚生省令第53号に定める介護支援専門員実務研修の修了者）が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業にあたっては、利用者の所在する市町、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

5 前4項のほか、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 きくぞのケアパーク居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 愛媛県宇和島市和霊元町4丁目1番12号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 10名(常勤職員10名)ただし、業務の状況により増員することができる。

介護支援専門員は、「介護支援専門員に関する省令(平成11年厚生省令第53号)」に規定する介護支援専門員実務研修を終了した者に限る。

介護支援専門員は要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、8月13日～15日、12月31日～1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 この事業所で行う事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 利用者の相談を受ける場所 | 本事業所内相談室 |
| (2) 使用する課題分析票の種類 | 老企 第29号通知に基づく課題分析標準項目 |
| (3) サービス担当者会議の開催場所 | 本事業所内会議室 |
| (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 最低1カ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。 |

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、宇和島市の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束等の原則禁止)

第9条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第10条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

第11条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第12条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他の運営についての留意事項)

第13条 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 本事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。

- 2 本事業所の運営規程の概要、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
- 3 介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要又は、当該事業者から金品その他の財歴上の利益を収受してはならない。
- 4 本事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅支援の提供に関する記録整備を完結の日から5ヶ年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

この規程は、平成12年6月28日から一部訂正し、施行する。

この規程は、平成14年4月1日から一部訂正し、施行する。

この規程は、平成15年4月1日から一部訂正し、施行する。

この規程は、平成16年4月21日から一部訂正し、施行する。

この規程は、平成16年6月10日から一部訂正し、施行する。

この規程は、平成17年4月5日から一部訂正し、施行する。

この規程は、平成17年 5月 6日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成17年 9月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成17年10月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成18年10月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成19年 4月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成19年 6月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成19年 8月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成19年11月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成19年12月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成20年 8月 16日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成20年10月 10日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成22年 5月 16日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成22年 9月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成22年10月 16日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成23年 1月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成23年 8月 22日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成24年 5月 16日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成24年 7月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成26年 4月 19日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成26年 7月 8日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成28年10月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成29年 5月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成29年 6月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成31年 1月 16日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成31年 3月 16日から一部訂正し、施行する。
この規程は、平成31年 4月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、令和 元年 8月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、令和 2年 4月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、令和 2年 8月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、令和 3年 1月 12日から一部訂正し、施行する。
この規程は、令和 3年 2月 16日から一部訂正し、施行する。
この規程は、令和 3年 6月 1日から一部訂正し、施行する。
この規程は、令和 4年 1月 4日から一部訂正し、施行する。
この規程は、令和 4年 1月 16日から一部訂正し、施行する。

この規程は、令和 4年 3月 16日から一部訂正し、施行する。

この規程は、令和 4年 9月 1日から一部訂正し、施行する。

この規程は、令和 5年 3月 16日から一部訂正し、施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から一部訂正し、施行する。